

## Ⅶ 金ヶ崎町地域づくり協働補助事業の拡充について

### 新たに自治会公民館のトイレ改修が補助対象となります!!

各自治会公民館や集会所の新築や改築については、事業費の一部について町補助金（金ヶ崎町地域づくり協働補助金）を交付してきました。

このたび、生活様式の変化等に伴い公民館や集会所の和式トイレを洋式トイレに改修したいとの要望が寄せられたことから、次の条件を付して補助対象とすることとしました。

改修を希望する場合は、担当までご連絡ください。

なお、補助対象は平成29年度以降に実施する改修工事になりますのでご注意ください。

#### （１）事業内容（＝条件）

- ①処理区域に応じた汚水処理施設へ接続するトイレ改修
- ②既に汚水処理施設へ接続しているトイレ改修

※処理区域…公共下水道及び農業集落排水の区域。この区域以外は合併浄化槽への接続が必要になります。詳細はお問合せください。

#### （２）補助金額

事業費が30万円を超える場合で、その経費の1/3に相当する額。

※補助限度額20万円（千円未満の端数がある場合は端数切り捨て）。

#### （３）問合せ先 中央生涯教育センター地域支援係 ☎44-3123